

スペインの闘牛と動物の福祉に関する法状況

野口 健格*

はじめに

I. スペインの闘牛に関する実情

II. 闘牛の禁止（カナリア諸島自治州とカタルーニャ自治州）

III. 2023年改正動物福祉保護法

IV. スペインにおける「闘牛」(Tauromaquia)の今昔

おわりに

はじめに

本稿は動物の福祉に関する議論が盛んな国の一つであるスペインの闘牛を議論の素材とするものである。もちろん、「闘牛」に関しては、日本においても形式は違えども行われてきており¹⁾、地域の重要な文化として位置付けられていることなど、共通することもある。また、日本においても伝統文化（主に祭りの類）と現代的な感覚とのズレによって行事の実施に理解が得にくくなっているという事象も散見される。ただし、本論文は、闘牛に関する比較文化論を展開するのではなく、あくまでスペインの闘牛に関する法的分析を行うことによって、今後の動物に関する問題について考えるうえでの土台造りをするを意図している。また、スペイ

ンだけでなくラテンアメリカ諸国やフランスの一部及びポルトガルでも、現時点では闘牛が実施され、多くの事業関係者に対していわゆる観光収入をもたらしているのは事実であるし、これらを伝統文化として保存することも行われている。先進諸国の多くで動物を使った地域の伝統行事が動物愛護の観点から批判にさらされることが少なくない昨今、スペインでは動物の権利保護と闘牛文化の振興との間で衝突が生じ、地域によっては法的に禁止か若しくは禁止されないまでも実施に至らない事例が散見される。これらを素材として日本にはない新たな知見を獲得することが本研究の目的である。もちろん「スペインの闘牛」に関する議論の結果として、日本において社会的関心の低い動物の権

* 中央学院大学法学部准教授

1) 日本の闘牛は牛同士を闘わせる角付き（人が動物を殺さず、牛同士が押し合う相撲スタイル）が一般的である。詳細は、小林照幸『闘牛』、(2011年、毎日新聞社)参照。

利保護問題に対して新たな視点を提供することができればと考えている。

このような考えに至った理由として、よく語られていることではあるが、日本におけるこれまでの動物愛護の動きは諸外国（とはいっても欧米諸国が中心だが）と比べて隔たりがある²⁾。というのも日本における動物問題の関心事は、保健所や動物愛護センター等の行政機関を中心として行われてきた犬猫等の殺処分を減らしていく活動が主であり、次に、民間団体レベルで動物の保護を行うボランティア活動等が挙げられる。2025年の改正動物愛護管理法では、殺処分ゼロの推進だけでなく、多頭飼育崩壊の防止や、飼育環境の「質」を重視する方向への転換が図られている。このように国内的な取り組み自体は進んでいるものの、欧米で進む「動物の福祉」(animal welfare)³⁾に関する考え方を法律に入れることについては、飼育コストの上昇に対する国民の理解が不十分ということも相まって、未だに慎重な姿勢が見られる。これは愛玩動物を飼育する各家庭と農畜産業の従事者として認識の相違（というよりもほぼ断絶）

によるところが大きく、国内的な議論状況は欧米のそれと比較するとあまりにひらきがあると言わざるを得ない。従って、本稿自体は、あくまでスペインの状況紹介を通して日本における動物問題を考えるきっかけの一つと位置付けている。

I . スペインの闘牛に関する実情

1 スペインの闘牛

「闘牛」とは、牛と人間、あるいは牛同士が闘う競技を指す概念であるが、スペインにおいては通常、牛と闘牛士との対決⁴⁾を意味する。スペイン語では「コリーダ・デ・トロス」(Corrida de toros)と称され、単なる娯楽の枠を超えた文化制度として歴史的に形成されてきた。とりわけ18世紀後半に現在の様式が確立して以降、闘牛は高度に儀礼化された実践として制度的枠組みを整え、スペイン文化の象徴的表象とみなされるに至った。また、闘牛は、多くの芸術家が自身の作品の主題に据えたことでも知られ、とりわけスペインの画家フランシスコ・デ・ゴヤ (Francisco José de Goya y

Lucientes (1746-1828))は、版画連作『闘牛技』(La Tauromaquia)において闘牛の歴史の変遷とその暴力性を描写し、闘牛を国民的文化の象徴と位置付けた。同様に、パブロ・ピカソ (Pablo Ruiz Picasso (1881-1973))も闘牛を重要なモチーフとして繰り返し取り上げ、牛と闘牛士の対峙を生と死、力と芸術の象徴的構図として表現し、作家アーネスト・ヘミングウェイ (Ernest Miller Hemingway (1899-1961))も自身の著書の中で闘牛を詳細に論じ評価した。このように、闘牛は視覚芸術や文学において繰り返し表現され、スペイン文化を象徴する装置の一つとして機能してきた。実際、日本においても、スペインのこれらの部分がとりわけ強調されてきた。一方で、闘牛は地域社会との結びつきによって発展してきたことも事実であり、アンダルシア自治州や首都マドリード、カスティーリャ地方などでは、闘牛は都市の祝祭と不可分の関係にある。とりわけ、セビリアの春祭り (Feria de Abril) やパンプローナのサン・フェルミン祭 (Fiesta de San Fermín) における闘牛は、宗教的祝祭と世俗的祝宴が交錯する場として機能してきた。このように闘牛は単なる競技ではなく、守護聖人への奉納や地域共同体の連帯を確認する儀礼的行為として位置づけられることが多い。この点において、闘牛

場は競技施設であるだけでなく、地域社会を象徴する空間として機能してきたのである。しかしながら、近年、若年層を中心に闘牛人気の衰退が顕著となっている⁵⁾。動物倫理に対する意識の高まり、暴力的娯楽への批判、さらには娯楽の多様化がその背景にある⁶⁾。実際に、一部の自治州で闘牛の開催が禁止されることからわかる通り、かつてのようなスペインのアイデンティティとしての位置付けから変化してきているのである。他方で、闘牛を歴史的文化遺産として擁護する立場も存在し、これを地域文化の核心とみなす声も当然に存在する。このよう闘牛は、倫理観や価値観の変容の中で再評価を迫られ、伝統と動物倫理の緊張関係を映し出している。

2 スペインの闘牛に関する制度的枠組

(1)2013年法律18号(以下、「闘牛文化遺産法」)
この法律は、公的機関に闘牛の保護と振興を義務付けるもので、闘牛をスペイン国民の伝統文化の重要な表現であると概念付けている(同法第1条)。また、闘牛に対して適用される規制および関連する国際条約に基づき、全国的に保護される文化遺産の一部を構成するとしている(同法第2条)。加えて、文化遺産としての地位において、公権力は、憲法第46条⁷⁾の規

2) これらの事実については、これまでに多く指摘されてきている。例えば、ローレンス・プリングル著／田邊治子訳、『動物に権利はあるか』(1995年、日本放送出版協会)、デヴィッド・ドゥグラツィア著／戸田清訳、『動物の権利』(2003年、岩波書店)、ヘルムート・F・カプラン著／ニトライ陽子、田辺リユエディア、まきぼう訳、『死体の晩餐－動物の権利と菜食の理由』(2005年、同時代社)、キャス・R・サンスティン、マーサ・C・ヌスパウム編著／安倍圭介、山本龍彦、大林啓吾監訳、『動物の権利』(2013年、尚学社)などが挙げられる。

3) 「animal welfare」(アニマルウェルフェア)の訳語として「動物の福祉」をあてる際の外来語と法語の微妙な機微について本稿では立ち入らないことにするが、この点に関しては、佐藤衆介『アニマルウェルフェア－動物の幸せについての科学と倫理』(東京大学出版会、2005年)が詳しい。

4) 現行の闘牛は、一般的に1日に2回の興行が行われ、1回の闘牛には3名のマタドール(闘牛士)が出場する。彼らは独自のチームを率い、チームは1名のマタドール(matador)、2名のピカドール(picador)、3名のバンデリジェロ(banderillero)によって構成される。各マタドールが2頭の牛を担当するため、1回の興行で計6頭の牛が闘牛場に登場し、最終的には殺されることになる。この制度的構造は18世紀後半に整備され、今日まで大枠が踏襲されている。闘牛の様式や技法に関する詳細については、Muriel Feiner Friedman, “Toreros de la plata. Historias y vivencias de Cuadrillas”, Espasa Calpe, (2004), pp.19-81.

5) Juan Ignacio Codina Segovia, “Antitauropedia – Diccionario histórico del pensamiento antitaurino”, PLAZA Y VALDÉZ, (2024), pp.5-9.

6) Id.

7) 憲法第46条「公権力は、法制度および所有者のいかんを問わず、スペイン各地域の住民の歴史的、文化的および芸術的資産並びにこれを構成する財産の保全を保障し、かつその育成を促進する。この資産を侵害する者は、刑法により、これを処罰する。」

8) Ley 18/2013, de 12 de noviembre, para la regulación de la Tauromaquia como patrimonio cultural. («BOE» núm. 272).



マドリッド市にあるラス・ベントス闘牛場。
スペイン最大級の闘牛場であり、
連日多くの観光客が訪れる。(写真は筆者撮影)

定に基づき、闘牛の保存と発展を促進するとしている(同法第3条)⁹。

(2) 闘牛問題に関する国家諮問委員会

闘牛文化遺産法第3条に定める目的を達成するため、1991年の法律10号⁹により設立された闘牛問題国家諮問委員会(Comisión Consultiva Nacional de Asuntos Taurinos)は、内務大臣(Ministro de Interior)またはその委任を受けた当局者を議長とし、闘牛およびそれに関連する分野を管轄する行政機関の参加・協力機関として設置される(同法第12条)。なぜこのような機関が設立されたのかというと、

これまでのスペインにおける闘牛の法的枠組みは、独裁者フランコ統治下の1962年3月15日付の法令により規定されており、実質的な改正がなされてこなかったからである。この法的枠組みを、1978年の新憲法制定によって生まれた新たな法体系と整合させる必要性が生じたことが理由として挙げられる。

(3) 憲法の諸規定による保護

憲法に関する保護については、「憲法第46条(歴史的・文化的・芸術的資産の保全育成)、第44条(文化へのアクセス、学問研究の奨励)、第149条1項(国の排他的権限)、規則第1条(特権を有する地域の歴史的な法の保護と尊重)及び第28条(労働組合を結成する権利、同盟罷業権)、並びに第149条2項(文化事業の権限に関する国と自治州間の合意)の規定に基づき、国家行政機関は、闘牛をすべてのスペイン人の文化遺産として保存・促進するとともに、その知識、アクセス、および様々な形態での自由な実践に関するすべての人の権利を保護する責任を負う」(闘牛文化遺産法第5条1項)とし、政府は闘牛のUNESCO無形文化遺産化に向けた取り組みを前述した闘牛問題国家諮問委員会と協力して行うことが規定された¹⁰。

(4) EU法からの影響

これまでのスペイン国内における闘牛の法制度とは別に、ヨーロッパレベルでは、「欧州連合の運営に関する条約」(Treaty on the

functioning of the European Union) 第13条で、「連合及び加盟国は、連合の農業、漁業、運輸、域内市場、研究及び技術開発並びに宇宙に関する政策を策定し、並びに実施する際に、加盟国の法規又は行政規則及び慣習(特に宗教的な儀式、文化的な伝統及び地域の遺産に関連するもの)を尊重しつつ、動物が感覚を持つ存在であるため、動物福祉に関する要求に十分に配慮する。」として動物の福祉に関する規定が存在している。後述するが、これは国内法規にも影響を与え、これまでの闘牛を伝統文化とする主張がEU化の波の中で揺らいでいるのもまた事実である。この点は、スペインとラテンアメリカの闘牛当事者の置かれている状況で異なる部分でもある。

II. 闘牛の禁止(カナリア諸島自治州とカタルーニャ自治州)

スペインでは、同国初の「闘牛禁止法」が1991年にカナリア諸島自治州で成立し、2007年には国営放送が闘牛の中継を取りやめた。カナリアに続き2010年には、カタルーニャ自治州で国内2例目の「闘牛禁止法」が成立し(後に憲法裁判所で同法の違憲性が争われ、違憲の判断がなされた)、2011年以降、同州で一般的な闘牛は実施されていない。ここではスペインの自治州のなかで闘牛の禁止を決定した法的実情について考察する。

(1) カナリア諸島自治州闘牛禁止法

(a) 制定の背景

カナリア諸島自治州における闘牛の廃止は、スペイン国内における動物倫理と地域文化の関係を考察するうえで、きわめて示唆的な事



現在使用されなくなったカナリア諸島最大の都市
サンタクルス・デ・テネリフェ市にある闘牛場の外観。
(写真は筆者撮影)

例である。同諸島では、闘牛が歴史的・社会的に十分な定着をみないまま推移し、最終的には制度的枠組みによって実質的に消滅するに至ったことが指摘できる。記録上、同自治州で最後に闘牛が実施されたのは1984年であり、これは後述する1991年の動物保護法成立の数年前にあたる。この事実は、同地域における闘牛の社会的地位が他自治州と比べて高くなかったことを示唆している。すなわち、スペイン本土、とりわけアンダルシア自治州やカスティーリャ地方において闘牛が祝祭文化や都市の象徴的行事として制度化されてきたのに対し、カナリア諸島では闘牛の伝統は必ずしも深く根付いていなかった。これには同自治州が置かれた特殊な地理的要因も無視できず、法的禁止以前に、経済採算性の欠如などを理由として社会的需要の希薄化という要因が大きく作用していたと解される。

(b) カナリア諸島自治州における闘牛禁止法(?)の制定

こうした状況のもと、カナリア諸島は1991年に動物保護法(Ley 8/1991, de 30

9) Ley 10/1991, de 4 de abril, sobre potestades administrativas en materia de espectáculos taurinos. («BOE» núm. 82)

10) Ley 18/2013, op.cit.(8).

de abril, de protección de los animales. («BOC» núm. 62, de 13/05/1991, «BOE» núm. 152, de 26/06/1991.) (以下、「カナリア諸島動物保護法」) を制定し、スペインにおいて初めて闘牛を含むこの種の娯楽を実質的に廃止した自治州となった。実は、同法は、虐待、残虐行為、ならびに苦痛を伴うショーにおける動物の使用を禁止することを基本理念とするものであり、法文上に「闘牛」という語が明示されていない。しかしながら、その規定が極めて包括的であったことで公共の場において動物に苦痛や死をもたらす行為を伴う興行を禁ずるという条項¹¹⁾は、闘牛を当然に含意すると解釈できる。このように、立法技術としては間接的であったが、法の適用と行政運用の過程において、闘牛は事実上全面的に排除されることとなったのである。これがカナリア諸島自治州における「闘牛禁止法」の内実である。

(c) カナリア諸島自治州における闘鶏

もっとも、この法律の制定目的は必ずしも闘牛の廃止に限定されたものではなく、立法背景として特に問題視されていたのは闘鶏 (pelea de gallos) であり、これに対する規制強化が主要な契機であった。しかし、最終的な法制度は一律的な全面禁止を採用せず、地域的伝統としての正統性が認められた闘鶏については一定の制限のもとで合法とする構造をとった (第5条2項)。これに対し、闘牛は地域文化としての根強い基盤を欠いていたため、特段の例外規定が設けられなかったのである。また、同法に

より完全禁止の対象となったのは、闘牛のほか、犬闘及び鳩撃ちである (カナリア諸島動物保護法第24条3項a)。これらは動物に対する直接的な攻撃や殺傷を主目的とする娯楽として位置づけられ、倫理的観点から明確に排除された。すなわち、カナリア諸島における動物保護法は、地域社会における文化的受容度を一定程度考慮しつつも、残虐性が顕著で社会的支持の乏しいもの優先的に排除しているのである。

(d) 闘牛場の転用



外からみるテネリフェ市の闘牛場内に設置された傘状の屋根。改修計画の遅れから老朽化が目立つ。(写真は筆者撮影)

闘牛廃止の象徴的事例としてしばしば言及されるのが、サンタ・クルス・デ・テネリフェ市

の闘牛場の転用である。同闘牛場はかつて興行の舞台であったが、闘牛の終焉後は多目的会場へと機能転換が図られ、現在ではコンサート会場、子供向けイベントの開催地、カーニバル行事の舞台、さらには夏季におけるテラス席設置場所として利用されてきた。もっとも、サンタ・クルス・デ・テネリフェ市の都市計画問題に関しては幾度も再開発計画の遅延や利用可能性の検討を繰り返すことで30年以上もの年月が浪費されていることもまた事実である。これは後述するカタルーニャの闘牛場における再開発とは対照的で、経済的なメリットが十分でない(サンタ・クルス・デ・テネリフェ市とバルセロナ市では観光一つとっても経済的な状況が違いすぎる)ことは明らかである。

以上のように、カナリア諸島はスペインにおいて最初に闘牛を制度的に排除した自治州となったが、その過程は文化的断絶というよりも、地域の実態に即した漸進的変容と理解することができる。本事例は、伝統文化の存廃が地域社会の歴史的基盤と倫理的価値観の交錯の中で決定されることを示す、現代スペインにおける重要な一断面と評価し得るのである。

(2) カタルーニャ自治州闘牛禁止法

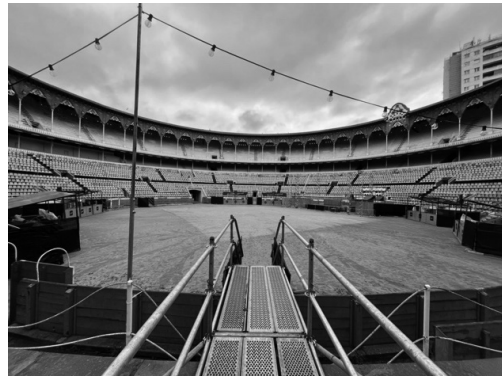
(a) 2010年：カタルーニャ自治州による闘牛禁止法の制定

2010年、カタルーニャ自治州では、住民発議 (Iniciativa Legislativa Popular (ILP)) によって提出された法案が自治州議会で可決され、闘牛を禁止する自治州法 (Ley 34/2010, de 1 de octubre, de regulación de las fiestas tradicionales con toros. («DOGC» núm. 5731, de 08/10/2010, «BOE» núm.

257, de 23/10/2010.)) が成立した。この立法は、市民による署名活動を経て議会審議に付された点に特徴があり、一定の社会的支持を背景としている。同法は、動物に対する苦痛や残虐行為の排除を立法目的として掲げ、闘牛という興行形態そのものを明示的に禁止した。ここでの法的構成は、動物保護および公的娯楽の規制に関する自治州の権限行使として位置づけられていた。すなわち、闘牛を文化的実践として評価するか否かにかかわらず、動物福祉の観点からその実施を認めないという立場が採用されたのである。同法の目的は、「カタルーニャ地方で伝統的に開催されている、牛を殺さない伝統的な祭りであるコレボア (correbous) が、その開催日および開催地において、参加者および観客の権利、利益、安全を確保すると同時に、動物を保護するために満たすべき要件および条件を定めることである」(同法第1条)と明確に示したうえで、第2条で伝統的な牛祭りの概念を定義し、スペインで行われている一般的な牛を殺す闘牛 (corrida de toros) を条文上で除外している。また、同法第10条c)において、動物に対する棒、とげ、不必要な電気ショック、その他類似の器具の使用を禁止することが明記されているため、立法目的が一般的な闘牛の禁止を意図していることは明らかである。この禁止により、カタルーニャはカナリア諸島に次いでスペインで二番目に闘牛を禁止した地域となった。ただし、カナリア諸島と異なり、カタルーニャでは闘牛が一定の歴史的実践を有していた点が重要である。バルセロナには複数の闘牛場が存在し、その一部は長年にわたり興行が行われてきた。しかし、20世紀後半以降、観客数の減少や動物保護意識の高まり

11) カナリア諸島自治州動物保護法第5条1項「動物を、虐待、残虐行為、苦痛を伴う闘争、祭り、興行、その他の活動に使用することは禁止する。」

により社会的支持は縮小していた。これは、中央政府とカタルーニャ地方の歴史的対立構造に原因の一端があり、政府が推奨する闘牛文化の推進が、カタルーニャ地方では反中央政府の観点からネガティブに受け取られやすかった。このような事情も一因となり、この禁止法は、単なる動物保護政策にとどまらず、闘牛が「スベ



現在は限られた用途にのみ用いられる
バスセローナ市のモニュメンタル闘牛場の内観。
(写真は筆者撮影)

イン的伝統」とみなされることに対するアンチテーゼとして政治的意味合いを帯びていたとみることが出来る。

(b) 憲法裁判所による違憲・無効

これに対し、2016年、憲法裁判所（Tribunal Constitucional、以下、「TC」）は当該自治州法を違憲として無効とする判決¹²を下した。

判決の核心は、闘牛がスペインの文化遺産として国家的に認められている以上、その全面的禁止は国家の権限を侵害するという点にあった。

TCはまず、憲法第46条が国家に対して文化遺産の保護義務を課していることを確認し、さらに、憲法第149条2項により、文化の保護および促進に関する基本的枠組みは国家の競合的権限に属すると解釈した¹³。そのうえで、闘牛は国家レベルで文化的伝統として位置づけられると評価し、国民の一部が闘牛という娯楽に対して拒否感、嫌悪感、あるいは無関心を抱いているという事実は、その文化的地位を左右するものではないと明言した¹⁴。すなわち、文化遺産の保護は、多数派・少数派の感情によって決定されるものではなく、歴史的・社会的事実に基づいて評価されるべきであるという立場が示されたのである。

さらにTCは、自治州が公的娯楽の規制に関する権限を有すること自体は否定しなかったが、興行を全面的に禁止する措置は、その性質上、国家の文化保護権限の行使を実質的に不可能にするため、許容されないと判断した¹⁵。すなわち、本件禁止法は、国家の競合的権限（憲法第149条2項）及び文化遺産保護義務（同第46条）を侵害するものとされたのである（ただし、自治州の規制権限を全面的に否定したわ

けではない。例えば、闘牛観覧の年齢制限の導入（14歳以上）等は、制度的に導入済みである¹⁶。要するに、TCは、憲法第46条に由来する「スペインの諸民族」の文化的多様性の尊重という理念にも言及し、全国的伝統と自治州固有の文化は相互補完的關係にあるとして、



写真左は、利活用されているバルセローナ市のラス・アレナス闘牛場の現在の内観でショッピングモールとして賑わっている。一方、写真右は、闘牛場の形を活かした作りとなっている外観でネオンによって装飾されている。（いずれの写真も筆者撮影）

全国的に定着した伝統を一自治州が全面的に排除することは、この補完構造を損なうと評価されたのである。

(c) 判決後の実態

尚、TCによる無効判決後も、カタルーニャ

において闘牛が本格的に復活したわけではない。法的には禁止されていないものの、実際の開催は極めて限定的であり、小規模なイベントにとどまっている。これは、社会的支持の低下や経済的合理性の欠如など、法的要因以外の要素が大きく作用していることを示唆している。また、バルセロナの闘牛場の一つは既にショッピングセンターへと転用されており、これはサンタ・クルス・デ・テネリフェ市の闘牛場が多目的公共空間へ再編された事例と類似する。闘牛場の空間的転用は、文化的価値観の変容を都市構造のレベルで可視化する現象とみることが出来るのである。

Ⅲ .2023年改正動物福祉保護法¹⁷

(1) 改正の背景

スペインでは近年、動物、とりわけ人間と共生する動物の保護に対する国民意識の高まりのなかで、動物は感受性を有する存在¹⁸であり、その権利と福祉は法的に尊重されるべきであるという認識が広がっている¹⁹。このような考え方は、前述した「欧州連合の運営に関する条約」（TFEU条約）第13条及びスペイン民法第333bis条にも明記されており、EU法および国内法の双方において、動物の感覚能力へ

12) Sentencia 177/2016, de 20 de octubre de 2016. Recurso de inconstitucionalidad 7722-2010. Interpuesto por cincuenta Senadores del Grupo Parlamentario Popular respecto del artículo 1 de la Ley del Parlamento de Cataluña 28/2010, de 3 de agosto, de modificación del artículo 6 del texto refundido de la Ley de protección de los animales, aprobado por el Decreto Legislativo 2/2008, de 15 de abril. («BOE» núm. 285, de 25 de noviembre de 2016)

13) Id.

14) Id.

15) Id.

16) Id.

17) Ley 7/2023, de 28 de marzo, de protección de los derechos y el bienestar de los animales. («BOE» núm. 75, de 29 de marzo de 2023)

18) 本稿では、前に後に動物が感受性のある存在であることを前提としてスペインの議論が展開しているが、これは欧米レベルでも共通しており、この考え方の発端は、ピーター・シンガーが著書の中で「感覚（sentience）をもつということ（苦しんだりよごびを享受したりする能力を厳密に表す簡潔な表現とはいえないかもしれないが、便宜上この感覚という言葉を使う）は、その生きものの利益を考慮するかどうかについての、唯一の妥当な判断基準である」と論じたことにはじまるとされている。ピーター・シンガー著／戸田清訳、『動物の解放』【改訂版】（2011年、人文書院）、30頁。

19) Ley 7/2023, op.cit.(17).

20) Id.

の配慮が明確に位置づけられている²⁰。同条約第13条は、農業や運輸、研究開発などの政策形成にあたり、動物が感受性ある存在であることを考慮する義務を定め、民法もまた、所有者等に対し動物福祉を尊重し適切に世話をする義務を課している²¹。こうした理念を背景に、自治州や地方自治体は動物保護や虐待防止に関する規制を整備してきたが、その内容は地域ごとに多様であった。「動物福祉」は国際獣疫事務所（World Organisation for Animal Health (WOAH [旧 OIE])) により「動物が生活し、死ぬ条件に関連する身体的および精神的状態」と定義され、国内外の法制度に組み込まれているものの、新たな法の主眼は単に飼養条件を評価することではなく、社会が動物の尊厳をいかに認識し保護するかを規律する点にある²²。すなわち、動物を経済活動の一要素として管理するのではなく、共生環境に生きる存在として人間の行動を規制することが目的とされている。また、既存規制における定義や概念を統一し、法的安定性と実効性を高めることも重視されている。実際、スペインでは3世帯に1世帯が少なくとも1匹のペットと暮らし、登録ペット数は1,300万匹を超える。しかし、保護施設に収容された犬のうちマイクロチップで識別されているのは約27.7%、猫では4.3%にとどまり、多くが公的管理の枠外に置かれ

ている²³。これは動物の適切な保護のみならず、公衆衛生や生物多様性の観点からも課題を生じさせる。こうした状況を受け、2020年の欧州議会決議は、スペインがEU域内のペット取引の主要な原産国・仕向け国の一つであることを踏まえ、違法取引対策の強化を求めた。具体的には、犬猫の登録義務制度の整備、大規模商業繁殖施設の定義、虐待罰則の強化、里親制度の促進、動物保護施設やNGOへの財政的・物的支援の充実などが提案されている²⁴。これらは、動物福祉を社会的責任として制度化する方



オビエド大学クリストキャンパスに貼られた構内掲示物。改正動物福祉保護法が成立し、教育機関も対応を迫られている²⁵。(写真は筆者撮影)

21) Id.

22) Id.

23) Id.

24) Id.

25) 2023年改正動物福祉保護法第29条3項によると、明示的な禁止事項が、適切に表示され、外部から見える状態で掲示されている場合を除き、ペットの公共施設および公共区域への立ち入りを許可するとある。というよりも、日本の感覚からすれば盲導犬を除きペット同伴で学生が大学に入校するという発想自体が理解されない可能性が高い。

向性を示すものである。

(2) 立法趣旨

以上のような状況を踏まえて、スペインでは2023年に動物福祉保護法が改正されるに至ったが、これは同国における動物法制の質的転換を示している。本改正は、従来の動物保護政策が主として特定の虐待行為の禁止や衛生管理の枠組みに依拠していたのに対し、「動物福祉」²⁶という概念をより包括的に位置づけ、社会と動物との関係そのものを規範的に再構成しようとする点に特徴がある。さらに、同法改正に伴う刑法改正は、動物に対する刑事保護の範囲と内容を大幅に拡張するものであり、憲法上の権限配分との関係においても重要な意義を有する。具体的には、家畜、飼いならされた動物、あるいは人間と共生する動物だけでなく、野生動物も、刑法によってその身体的・感情的な完全性が保護されることになる。これまでは、虐待行為が保護対象種に属さない限りその適用範囲から除外されていたことと比べ大きな前進だと評価できる。

(3) 刑法改正²⁷

2023年の刑法改正以前は、刑法上の動物虐待罪は、主として家畜、飼いならされた動物、あるいは人間と共生する動物を保護対象としていた。そのため、保護対象種に該当しない野生

動物に対する虐待行為は、特別法に基づく処罰の対象となる場合を除き、刑法の直接的保護から除外されることがあった。しかし、2023年の改正によってこの適用範囲を大幅に拡張し、野生動物についても、その身体的・感情的完全性が刑法上の保護対象に含まれることを明確にした。これにより、動物虐待罪は種別に依拠する限定的保護から、感覚能力を有する動物一般の保護へと転換したといえる。また、動物虐待の罪に新たな加重事情が追加され、組織的行為や残虐性の程度が高い場合などに刑が重くなる構造が導入された。加えて、罰金を代替刑として規定し、刑事政策上の柔軟性も高められている。この刑法改正は、スペイン憲法第149条1項6号に基づき、国家に付与された刑事立法に関する排他的権限の行使として実施されたことからわかるように、刑事罰の創設・廃除は国家の専権事項であり、自治州が独自に刑罰体系を構築することはできない。従って、本改正は、この国家的権限の枠内で、動物の法的保護水準を全国一律に引き上げることを意図したものと見える。

2023年改正刑法の重要な点は、社会が動物の尊厳をいかに認識し、いかに保護するかを規制することである。同法は動物を経済活動の一要素として管理するための規制法ではなく、共生環境における生き物としての動物に対する人間の行動を規律する倫理的枠組みとして構想さ

26) 国際獣疫事務所（WOAH）によれば、動物福祉とは「動物が生活し、死ぬ条件に関連する、動物の身体的および精神的な状態」を意味する。この定義は、単なる身体的健康や生存の確保にとどまらず、動物の心理的状态やストレス、苦痛の有無といった側面を含む包括的概念であることを示している。したがって、動物福祉の評価は、飼養環境、移送、繁殖、屠殺に至るまで、動物の一生にわたる条件全体を対象とする。

27) Ley Orgánica 3/2023, de 28 de marzo, de modificación de la Ley Orgánica 10/1995, de 23 de noviembre, del Código Penal, en materia de maltrato animal. («BOE» núm. 75, de 29/03/2023)

れている。この点において、同法は動物を単なる財産の対象から、感覚能力を有する存在として位置づけ直す方向性を明確にした。結果として、EU 域内における犬および猫の登録義務制度、欧州規模の大規模商業繁殖施設の定義、動物虐待に関する罰則の強化、ペットの購入よりも里親制度の利用の促進、動物保護施設や NGO に対して、適切な財政的支援やその他の物的・非物質的支援を提供することになると考えられている。

以上を総合すると、2023 年改正動物福祉保護法および関連する刑法改正は、三つの側面から評価することができる。第一に、動物福祉概念を倫理的・社会的規範として再定義し、人間と動物の関係性を法的に再構築した点、第二に、登録制度や繁殖規制、罰則強化、里親制度の促進、NGO 支援などを通じ、具体的制度面での実効性を高めた点、第三に、刑法上の保護対象を拡大し、国家の排他的刑事立法権限のもとで動物の身体的・感情的完全性を広範に保障した点である。スペインでは今後、動物保護が個別分野の政策課題にとどまらず、社会全体の倫理的成熟度を測る指標として位置づけられつつある一方で、これらの課題は、理念的転換をいか

に実務的運用へと具体化し、自治州レベルの規制や既存の伝統的実践との調整を図るかにあるといえよう。

IV. スペインにおける「闘牛」(Tauromaquia)の今昔

(1) これまでの闘牛

以前スペインにおいて、文化や観光にとっての一種のステレオタイプ的な地位にあった闘牛は、単なる娯楽の域を超え、政治的・社会的機能を担ってきた²⁸⁾。その起源は中世に遡り、12 世紀にはすでに王室の重要行事の一環として実施されていた²⁹⁾。16 世紀以降、闘牛は、王室儀礼として実施され国家的祝祭と密接に結びつくようになる³⁰⁾。1906 年にはアルフォンソ 13 世の結婚式を祝う最後の王室闘牛が開催された記録があり、闘牛が王権の権威を可視化し、王家の統治を補強するものとして機能していたことを示している³¹⁾。また、闘牛場は政治的な地位を演出する空間でもあり、観客席の配置は社会階層を反映し、王族や貴族は最良の位置を占め、庶民は周縁部に配置³²⁾された。すなわち、闘牛は単に牛と闘牛士の対決を示すだけでなく、スペイン社会における一種の

社交場として機能した。18 世紀に入ると、闘牛は騎馬貴族の技芸から徒歩闘牛士による庶民的興行へと変容する³³⁾。観客動員も増え地域経済にとっても重要な存在となった一方で、このことは闘牛が市場原理に左右される商業的娯楽であることも意味した。19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、闘牛はナショナリズムの象徴として再定義された。1898 年の米西戦争敗北後、国家的自信を喪失したスペイン³⁴⁾において、愛国的闘牛が開催され、国民の団結を鼓舞する役割を担った。闘牛は「スペイン的精神」の象徴とされ、勇気、名誉、死と向き合う態度が国民的徳目として称揚された。また、20 世紀のフランコ政権下では、この傾向が制度的に強化され、闘牛は国家統合の象徴として積極的に利用され、観光政策とも結びつきながら、スペイン文化の代表的イメージとして国際的に発信された。これが、日本を含む多くの外国人観光客がスペインの象徴として闘牛やフラメンコを想起するきっかけとなった大きな理由である。

(2) 現代における闘牛

21 世紀に入ると闘牛の社会的位置づけは大きく変化している。市民による動物福祉の意識の高まりと価値観の多様化により、闘牛は強い賛否を伴う実践となった。かつて国家統合の象徴であった闘牛は、現在では社会的分断を映す存在となっている。

その一例として、オビエド市（スペイン北西



オビエド市から使用許可が下りないまま閉鎖された闘牛場外観。雨の多い地方でもあるため老朽化のスピードが早い。(写真は筆者撮影)



セビージャ市のリアル・マエストランサ闘牛場の外観。闘牛博物館も併設されている。(写真は筆者撮影)

部アストゥリアス自治州の州都) には闘牛を禁止する法的根拠は存在しないが、ブエナビスタ闘牛場は老朽化のため行政の使用許可が下りず、事実上開催が見送られている。闘牛場の改修工事は 2026 年開始予定であるものの、現市長(国民党、PP) は任期中の闘牛復活はないと明言している。闘牛復活を強く主張しているのは右派政党 Vox 系勢力のみであり、ここには闘牛

28) Autor: Adrian Shubert, Traductor: Benito Espinosa, “A las cinco de la tarde: Una historia social del toreo”, Turner, (2002), pp.223-260.

29) Beatriz Badorrey Martín, “Otra historia de la tauromaquia: toros, derecho y sociedad (1235-1854)”, Boletín Oficial del Estado, (2017), pp.28-50.

30) Ibid., pp.169-181.

31) Ibid., pp.531-545.

32) 一般向けの席は、sol (ソル (日向席))、sombra (ソンブラ (日陰席)) sol y sombra (ソル・イ・ソンブラ (日向日陰席)) の 3 種類あり、常に日向で眩しい席である sol がもっとも安価で、常に日陰で闘牛をみやすい席が sombra で最も高額、両者の中間にあたるのが sol y sombra である。

33) Beatriz Badorrey Martín, op.cit., pp.545-549.

34) 米西戦争の敗北に伴うパリ条約によって、スペインが大航海時代から保有する植民地であったキューバ・ペルトリコ・フィリピンを失ったことは、国家的な喪失感を醸成したことは事実であり、このことを通じて「98 年世代」と呼ばれる自国の後進性を嘆きつつも「スペイン的なもの」を模索し未来を志向しようとする知識人集団が現れた。彼らとその思想や哲学を世に問う際、多くの著作や随筆の中で闘牛を題材としたことが、現在の闘牛イメージの形成につながった側面がある。

をめぐる政治的立場の分極化が顕著に表れている。すなわち、法的禁止がなくとも、政治的意思と社会的支持の欠如が実質的廃止をもたらす状況が生じているのである。

他方、闘牛が伝統的に盛んなセビージャ市(スペイン南部アンダルシア自治州の州都)の事例では、リアル・マエストランサ闘牛場(現在でも、スペインにおいてもっとも格式が高い闘牛場の一つ)で、チケットを持つ大人が8歳以下の子ども1人を無料で同伴できるキャンペーンを実施し、幼少期から闘牛への関心を育成しようとした。しかし、この試みは強い批判を招き、批判の焦点は動物愛護の観点ではなく、子どもの権利保護に向けられた。「感覚を持つ動物が拷問され殺される場面を幼児に見せることにいったいどのような意味があるのか」等の問いが提起され、倫理的観点からの問題が指摘された。これは、闘牛が文化継承の対象であると同時に、教育倫理の問題とも関連する問題である。もちろん現代の闘牛は依然として経済的活動であり、観光産業や地域祭事と結びついているが、その収益性は過去ほど安定的ではない。また、文化遺産として国家的に保護される一方で、地方レベルでは実質的に縮小傾向にある。かつてのように社会階層を統合する装置ではなく、政治的立場や倫理観によって評価が分かれる象徴的存在となっている。

(3) 総括

以上のように、スペインの闘牛が歴史的な発

展から隆盛を極めつつも、現代においては、動物福祉の理念の浸透と社会的価値観の変容により、その正統性は再検討の対象となっている。法的には存続が認められていても、政治的消極性や社会的拒否感により実質的に縮小する地域も存在するが、伝統の継承を試みる動きもみられる。このような状況自体が、スペイン社会の多元性と価値観の変容を映し出し、現代において倫理的な議論を生み出している。更には、スペインが、動物の権利保護に関して長い歴史を持つヨーロッパに位置していることも相まって、近年闘牛はとりわけ強い批判にさらされている³⁵。もちろん、このような動きはスペインだけにとどまらず、スペインとは闘牛の様式が一樣ではないラテンアメリカやポルトガルなどの国々も、それぞれの法制度、社会意識、文化政策に応じて多様な変容を迫られている。このような流れの中で動物福祉に対する社会的合意が形成されて進展を続けていけば、いつの日か、闘牛は過去のものとなるのか。または、致死性を排除する措置を講じたうえで単に祭礼的なものへと移行していくのか注視し続けなければならない問題であるといえよう。

おわりに

ピーター・シンガーが指摘するように、動物の権利とは、多くの動物、あるいは感覚を持つ全ての動物が、人間にとっての有用性とは無関係に道徳的価値を持ち、その最も基本的な利益は、人間同様に配慮されるべきであ

るという哲学であるとされ、人権思想の元となった自然権思想の発想・概念を、他の動物へと拡張・適用したものとされている。つまり、「動物保護」または「動物の解放」がそれにあたり、多くの動物が個として尊重された扱いを受ける基本的な権利、すなわち生命、自由、虐待から解放される権利であり、この権利は集合的な福祉のために覆されることはないという考えを指している³⁶。このような考え方は、「闘牛」という文化的営み(伝統文化であるか野蛮な文化であるかという評価は別にして)とは対極にあるとされる。つまり、闘牛の技術的側面に焦点をあてると、現代闘牛は、「敢えて」人間が闘牛士と闘うように仕向けた牛に対して、人間たちが「敢えて」苦痛を与えておきながら、その苦痛から如何に早くスムーズに解放(殺)してやるかを競うことに価値を置くため、どう解釈しても相容れない。闘牛文化の縮小は確定的(世界的な動物愛護の流れや法的規制からすると「見世物」として(経済的に)機能しなくなってき

ている闘牛は文化的価値自体も減衰する)である状況下で、闘牛場の管理や運営に対して主催者や行政にもそれが負担として重くのしかかっており、伝統文化の継承や保護を理由として予算を割くことに対する理解も得づらくなってきている³⁷。もっとも、伝統文化の衰退というのは、いつの時代もこのような帰結になるのかもしれない、少なくともスペインにおける闘牛に関しては、残念かそうでないかという感情論を除いたとしてもそうなる可能性が高いといわざるを得ない。他国の状況を概観するに、日本における「殺さない」闘牛に対しても、欧米諸国で既に一般的な考え方となった「動物の福祉」からの批判や地域社会の祭礼的要素の減衰、若者の興味関心の希薄化等から、スペイン同様、今後難しい舵取りを迫られる可能性も否定できないため、今後、日本の闘牛事情についても調査・検討をしようと考えている。

35) Juan Ignacio Codina Segovia, op.cit.(5), pp.5-9.

36) ピーター・シンガー著(戸田清訳)、『動物の解放』(初版)(技術と人間、1986年)参照。

37) Juan Ignacio Codina Segovia, op.cit.(5), pp.6-7.

The legal situation regarding Bullfighting and Animal Welfare in Spain.

Takenori Noguchi
Associate professor of Faculty of law
Chuo Gakuin University

Abstract

This article examines Spanish bullfighting as a revealing site for contemporary debates on animal welfare and the legal status of animal-related practices. Japan also has its own bull-related events, some locally regarded as important cultural assets. Yet long-established customs—especially festival practices—sometimes struggle to retain public legitimacy as modern sensibilities diverge from inherited traditions. Rather than offering a comparative cultural account of bullfighting across societies, this paper seeks to provide a basis for considering future animal-related controversies in Japan through a focused legal analysis of bullfighting in Spain. Spanish bullfighting exists within a broader international context. Related practices continue in France, Portugal, and parts of Latin America, often generating tourism income for breeders, event organizers, and local businesses. In many cases, preservation efforts receive explicit or implicit support from national or regional public institutions, reflecting claims that bullfighting constitutes traditional culture or heritage. At the same time, across many developed societies, animal-based traditions are increasingly challenged through the lens of animal welfare. Spain has become a prominent arena where competing claims collide: the protection of animals as sentient beings and the promotion of bullfighting as cultural heritage. These tensions have produced varied outcomes. In some autonomous communities bullfighting has been legally prohibited; in others it remains lawful but has largely disappeared due to political resistance, social opposition, or economic decline. Such developments provide legal and institutional materials from which Japan—where public debate on animal rights remains comparatively limited—may draw perspectives that are difficult to obtain domestically. The paper proceeds in three steps. First, it analyzes the legal and political contexts of the autonomous communities that moved to ban bullfighting, clarifying how regional authority, cultural-heritage claims, and constitutional constraints interact within Spain’s multi-level legal order. Second, it examines how the 2023 amendment to the Animal Welfare Protection Law reshapes the regulatory environment surrounding bullfighting, particularly in balancing cultural protection with expanding welfare-oriented norms. Finally, through selected case studies, it illustrates contemporary conditions on the ground, noting that bullfighting is widely perceived to be in structural decline amid a global shift toward stronger animal-welfare expectations. As a result, maintaining venues and events—and justifying related public expenditures—has become increasingly difficult. In contemporary Spain, the fate of traditional practices is often decided at the intersection of historical cultural foundations and evolving ethical commitments.